

第三十一次国会 衆議院 大蔵委員會議録 第二十号

昭和三十四年三月十一日(水曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事足立 篤郎君 理事押谷 富三君

理事小山 長規君 理事坊 秀男君

理事佐藤觀次郎君 理事平岡忠次郎君

理事荒木萬壽夫君 理事奥村又十郎君

加藤 高藏君 鴨田 宗一君

西村 英一君 濱田 幸雄君

古川 丈吉君 細田 義安君

山村庄之助君 山本 勝市君

石村 英雄君 小澤 貞孝君

春日 一幸君 久保田鶴松君

高田 富之君 廣瀬 勝邦君

松尾ト子君 山下 榮二君

山花 秀雄君 山本 幸一君

横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 山中 貞則君

大蔵事務官 (主計局法規課) 小熊 孝次君

大蔵事務官 (主税局長) 原 純夫君

国税庁長官 北島 武雄君

委員外の出席者

大蔵事務官 (国税庁直税部) 金子 一平君

農林事務官 (農地局管理部長) 庄野五一郎君

専門員 拔井 光三君

三月十日

委員福井順一君辭任につき、その補

欠として菅野和太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員菅野和太郎君辭任につき、その補欠として福井順一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日

委員竹谷源太郎君及び山花秀雄君辭任につき、その補欠として高田富之君及び小澤貞孝君が議長の指名で委員に選任された。

本日(の)會議に付した案件  
特定港灣施設工業特別會計法案(内閣提出第一四四号)  
砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)  
関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二八号)  
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)  
租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)

○早川委員長 これより會議を開きます。

特定港灣施設工事特別會計法案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案及び関稅定率法の一部を改正する法律案の三法律案を一括して議題といたします。

御質疑はありませんか。――御質疑がないようですから、これにて三法律案に対する質疑は終了いたします。

これより討論に入るのであります。各案に對しましては討論の申し入れがありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

まず、特定港灣施設工事特別會計法案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。両法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○早川委員長 御異議なしと認めます。よって両法律案はいずれも原案通り可決いたしました。

次に、関稅定率法の一部を改正する法律案について採決いたします。本法を原案の通り可決するに贊成の諸君の御起立を願います。

〔贊成者起立〕  
○早川委員長 起立多数。よって、本法を原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま可決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成並びに提出等の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○早川委員長 次に、所得税法の一部を改正する法律案及び租稅特別措置法の一部を改正する法律案の両法律案を

一括して議題といたします。質疑の通告がありません。これを許します。廣瀬勝邦君。

○廣瀬(勝)委員 農業法人の取扱いに關しましては、先般の委員会以来当委員会が問題にしておたのでございませぬが、大体国税当局、農林省の方で話し合ひができた。これについての了解に達したということをお聞かすか、どうですか。

○北島政府委員 農業法人に關する解釈及び取扱ひの問題につきましては、先般来の農林省、法制局等と打ち合せておりましたが、昨日三者の意見が一致いたしましたので、ここに御披露申し上げます。『いわゆる農業法人は、既に設立登記がなされ、法人自体は有効に設立されているものと考へられるから、その設立を否定することは勿論できない。また、法人が有効に設立され、法人形態で事業を営むこととした場合に、税法上も、その事業を法人の事業とし、その所得に對して法人税を課することとするのが通常である。しかし、いわゆる農業法人に關しては、農地法第三条により農地を使用収益する権利を設定する場合には知事又は農業委員会の許可を受けなければならず、許可を受けなかった行為は効力を生じないこととなっており、その許可がない場合には、法律上は、依然として農地の所有者たる個人がこれを使用して農地の所有者たる個人がこれを解用収益する権利を有しているものと解されてゐる。もつとも法律上効力を生じない行為であつても、その行為に因

り實質的に所得を享受する者がある場合には、税法上その者の所得に對して課税すべきであるが、いわゆる農業法人が農地の所有者たる個人の同族的な法人であり、法人設立の形態をとつた後にも個人時代と農業経営の実態が異なるような場合には、所得税法上農業経営から生ずる所得は個人に帰属するものと認めてこれに對して所得税を課することが相当と考へられる。以上が三者の一致した見解でございます。

○廣瀬(勝)委員 もう少しそれを具体的に……従來の問題点は長官もわかつておると思つたので、経営実態がどういふふうなもので、それをどういふふうにして把握しておるか。しかもその土地に對して国税庁はどういう行き過ぎをやつておるか。これはわかると思ひます。その具体例をあげておつておつしやうしていただけませんか。

○金子説明員 ただいま問題となつております徳島県の場合あるいは鳥取県の場合におきましては、これは、先生も御承知のように、稅務署の調査等によりまして、法人の登記はなるほどできておりますが、経営の実態につきましては、従來と變つていないという報告を私どもは受けております。たとえば米の供出の例にいたしましても、依然として個人の名前行われております。また農業協同組合の加入名義も個人名義になつておる。あるいは預貯金の實際、農業倉庫等の實際につきましても、個人自体と全然變つていないと

いうような実情でございますので、徳島、広島の従来調査いたしましたようなものにつきましては、私どもは、所得が個人に帰属するものとしたまじりて考えざるを得ないのじゃないか、こういうふうな考へておる次第でございます。

○廣瀨(勝)委員 具体例といひましても、個々によつて違つてくると思ひます。今現地で問題になっておりますのは、そちらの方で調査をされまして、審査をされまして、その経過において非常に行き過ぎが出ております。これはある程度当局の方も認められると思ひます。そういうふうなことをやつていけば、実態課税、実質課税といひましても、全部それではなされてしまふ。お前のところは法人とし認めたといふふうなされてしまひます。これは農家の実態じゃないかと思ひます。まゝして、徳島の例で言うならば、徳島の国税局から、あるいは徳島の税務署から、十人以上の人がどかどかと踏み込んで行つて、必要以上のことを調べたり何かしておる、こういうことを言われましても、これでは懲罰じゃなしに強制している。この態度を国税庁の方が一擲しない限り、今長官の読んでいただいたようなところにするのはけつこうですが、しかし、そういうふうなことを読んでいただいたら、実質的に何らプラスにならない。問題はそこなのです。従ひまして、当局の方としても、やはり従来のような態度で今後臨んでいくか、その点一つ。

○金子説明員 調査の行き過ぎにつきましては、御指摘を受けたのでございませぬが、この点につきましては、私どもも、できるだけ行き過ぎのないように従来も注意いたしておりましたし、今後第一線の税務署員を厳に戒めて参りたいと思ひます。先生から御指摘の御趣旨は十分私どもも考へていかなければならぬと思つておる次第でございます。ただ、先般の委員会におきまして、私の説明がやや言葉が足らなかつた点もあるかと思ひますので、一言だけつけ加へさせていただきますと思ひます。ありますが、実はこの徳島県の農業法人の問題につきましては、阿部五郎先生から以前にいろいろお話し承つておりましたし、当局の見解も農林水産委員会において申し上げたのでございませぬが、結局は、やはり私どもも正なり決定をするよりは、個人所得としての申告を懲罰した方が妥当ではないかといふようなことから申告の懲罰をいたした次第でございます。ただ少し誤解を招いておるのではないかと思ひますのは、実は最初三回は調査をやつたものでありますが、一つは一般の調査、一つは更正をいたした場合同の申告がなかつた方に対して更正をやる場合の調査、それからすぐ再調査の請求がなされたので、それに基づく調査というように、三回にわたる調査をやりましたために無用の刺激を与へましたこと、もう一つは法人の実態がどうなつておるかという調査であつたために、普通の調査の場合よりも余分の手間のかかる調査を税務署が念入りに続けたという点がございます。従来から標準率課税で農家の場合は課税をいたしておりまして、そういったことまゝ調査になつておらない農家の方に対して、やや微に入り細にわたつて調査をいたしましたために、

非常な刺激を与へたのではないかといふふうな私どもは考へておりますので、ほど先先生から御指摘がありましたような点につきましては、今後私どもは十分気をつけて参りたいと思ひます。御了承いただきたいと思います。

○廣瀨(勝)委員 実質課税ということが問題になりますと、結局、中小企業関係の法人、これも実態面からいきますと大福帳でやつておるところがずいぶん多いと思つております。われわれ自身の経験からいひましても、こういうものが一応書類の上だけで法人として通つておる。それで法人課税が認められておる。これをなぜ農業だけについて厳重なる実質課税ということをやらなければいけないのか。これは非常に不合理だと思つております。ですから、今部長が言われたことが、そのまま未端まですつと徹底して、なるべく取り上げていこう、こういうふうな気持ちでやるのと、なるべくつぶしていこうという気持ちでやるのでは、雲泥の相違が出てきます。ここらあたりは長官どうですか、今のお気持ちとして。大体これからやつていこうとする。国税当局の方の方針として、そういうふうなシビアにやつていくのか、あるいは中小企業の方と同じような格好で扱つていこうとするのか、その方向はどちらを考へておられますか。

○北島政府委員 お答え申し上げます。一応、いわゆる農業法人の場合におきましては、まずそれが農地法の許可を受けていない行為で効力を生じないということが、一つの法秩序の上からいつても前提になると思ひます。ただそれが明らかに実質上法人に所得が帰属する、こういう場合には、やはり実質課税の原則によつて、法人に対して法人税を課税することが建前でございます。私ども、もちろん、商工業者の方におきましても、それが法人として取引されておつても、明らかに個人に属する、こういう場合におきましては、やはり法人課税を否認いたしました個人課税をする場合があるわけでありませぬ。たとえば先年問題になりました企業の組合あるものにつきましては、やはり法人として設立され、法人として申告されても、実体は個人だといふような場合には、個人として課税をいたしたわけでありませぬ。そういう考へ方でもやつて参ります。ただし、調査に当りましては、ただいま直税部長が申されましたように、何分にも農民の方は税務管理の調査になれておりませぬ。そういう点を頭に入れて、十分慎重に行き過ぎの起らないようにいたしたいと思ひます。

○廣瀨(勝)委員 農地管理部長がお見えになりましたから、国税長官の方から大体農林当局と大蔵省との意見が調整されたものを聞きまして、おそろく間違ひはないと思ひますが、農林省の方として把握しております。農業法人についての扱ひ方、これをあなたの口から承つておきたい。

○庄野説明員 おくましまして失礼いたしました。先ほど国税庁長官から農業法人に対する課税上の取扱ひについてということでお読みになりました文章の通りに、昨日まで調整いたしました話がついておりますので、間違ひはないと思つております。

○廣瀨(勝)委員 これ以上は、今後の推移を見まして、またこの委員会でも問題になるのでしたら私取り上げて参りたいと思ひますが、しばらくの間は今おっしゃいました当局の言明を一応信用しておきましよう。申告の期限も迫つておりますから、そういうふうな関係もあつて、こしはばくは非常に激しい動きが出ると思ひますが、それを一応見守つておきます。ただし、その途中におきまして、従来通りの方針で国税庁当局が実質課税という名目を表に立ててやつていくということならば、われわれとして取り上げるつもりであります。その点を十分御認識いただきまして、親心を持った取扱ひをこの農業法人の上にしていただきます。

○早川委員長 小澤君。

○小澤(貞)委員 この文章を見せていただいたのですが、私法律がよくわかりませぬ。それで、たとい農地法に違反するような法人であっても、法人の実体が整つていけば法人税でいいわけですか。そのものずばりと質問いたします。要するに、知事または農業委員会の許可を得ないで法律上違反したものであつても、実体が法人であるならばいいわけですか。法人税を課するのが当然なんですか。そういうふうに解釈していいですか。

○北島政府委員 正確に申し上げますと、たとい農地法の許可を得なくても、その所得の実体が法人に帰属すると認められる場合には、法人で課税するという建前になっております。おっしゃるところは、法人ができておれば法人に課税するというように受け取れますが、そういうことではございませぬ。

ん。一応法律上効力を生じないものとなつておりますので、その使用収益する権利は依然として個人にある。しかしながら、その所得が明らかに法人に帰属すると認められる場合には、個人としてでなく、法人として課税する、こういう建前でありまして、どうか誤解のないようお願いします。

○小澤(貞)委員 私に質問したことをその通りでありますという答弁でいいわけですか。農地法上の手続、知事または農業委員会の権限に属する手続を踏まないでやっていたら、農地法違反になるかも知れません。違反であるかどうかはまだこれから部長に聞くのですが、たとい農地法に違反しているようなことがあっても、実体が法人であるならば、それは当然法人税を課する。これでいいのでしょうか。

○北島政府委員 御質問のお言葉が実は足りないのです。実体が法人であるということは、法人の実体を備えておつてもというわけではございませんで、明らかに所得が実体的に法人に帰属する、こういう場合を考へておるわけです。お話のように、実体が法人であればということでは、イエスと申しますと、法人を設立して、法人があることはもちろんでございますから、法人課税ということになる。そういうふうには私も申し上げておるわけではございません。一応法律上は個人に帰属するものであるけれども、明らかに個人でなく法人に帰属するものであると認められるならば、法人で課税いたします。明らかかな場合と申しますと、いわゆる同族的な法人でなく、何人かお集まりになつて共同的に法人を作つておやりになる、こういう

場合には、私は、個人課税でなく、法人課税の実体があるのではないかと考へます。しかし、ただ一口に法人の実体があればというお話でございますが、非常に誤解を生じやすいので、ただいまの註釈を要するわけでございます。

○小澤(貞)委員 法人の実体という言葉と今長官の言われることと若干ニュアンスが違つておりますが、それは法人登記その他完全に済ませて——農地法その他は一切触れません。中小商業者がやっていると同一ような法人であるならば、当然その農業者についても法人税だ、こういうように解釈してよろしいですか。

○北島政府委員 私どもはまず一応農地法の現在の法秩序というものを頭にに入れて考へます。そして普通の商工業の取引におきましては、法人として取引をし、一応法人としてその権利は帰属しているものと考えます。ただし、その実体が明らかに法人でなく個人と認められる場合に、私たちは、今まで、企業組合におけるように個人課税をいたしているわけでございます。いわゆる農業法人の場合におきましては、農地法上の許可がないと私法上の効力を生じないので、依然として個人に権利が帰属すると認められます。さらにながら、明らかに個人でなく法人の方に所得が帰属するんだという場合には、私も個人課税でなく法人課税でやる、こういうことを言っているわけでありまして。

○小澤(貞)委員 それでは、具体的に、農地法上の無権限小作をやつておる者があるとして、それは不法占有的な無権限小作もあるでしょう。地主が反対するのによつておるといふ不法

占有的な無権限小作もあるでしょう。あるいは地主が了解をして農地法上の手続を経ないでやつておる無権限小作がある。なれ合いというのですか、やみ小作というのですか、そういうものがあるわけですか。やみ小作の上に積み上げられた税、そういうものは無権限小作だからということ、一体国税庁の方で何らかの処置をされるのですか。

○北島政府委員 いわゆるやみ小作の場合のお尋ねであります。その場合におきましても、一応権利としては土地の所有者にあると思ひます。ただし、その場合に、明らかに利害は対立するとおる他の個人が所得を持つておる、他の個人に所得が帰属しておる、こゝ認められる場合におきましては、実質課税の原則によりまして、実際にその所得の帰属する個人に課税いたすのが原則であります。

○小澤(貞)委員 実質課税ということには私もよくわかりませんが、たとへば昔石当り七千円のものやみで売つて一万五千円も二万円も取つた、こういう場合には、一体法律に違反しておるのでしょうか。それだけの所得があれば、その所得に対して課するということもあつたかと思う。これが実質課税であるかと思う。だから、そういう意味からすれば、これは地主と了解のもとにやつておるやみ小作、無権限小作です。そういう場合には、その行為によつて生じた実体に対して税をかければいいのじやないか。農地法に違反しておるかいけないか、そういうことを調べる必要はないじやありませんか。

○北島政府委員 いわゆるやみ小作、明らかに地主さんとなれ合いの上で耕作させておる、この場合には所得の帰

属がはつきりしておるわけでありまして、明らかにそれは、地主ではなくて、やみ小作人ということになるでしょう。そういう場合には、所得税法におきましても、実際に所得の帰属するいわゆるやみ小作の方に課税するの建前でありまして、それから、いわゆる経済統制法令違反によつて所得があつた場合に、所得税法の建前は実際の所得に対して課税をする、こういうわけでありまして。

○小澤(貞)委員 今のやみ小作の場合には、やみをやつておるといふことは法律違反ですよ。実際の所得の帰属にかけるというのですから、法人の場合にも、農地法違反をしておつても、農地法にさかのほつていろいろ文句を言う必要がない、こういうことを私は言つておる。だから、法人に完全に所得が帰属しておれば、その所得だけを見て課税すればよいという論理になるわけですか。私の言つたことにオーケーですと云つていただければよいのです。いろいろな注釈を加えられるから、また元に戻らなければならぬのです。

○高田委員 関連して。

今お答えになつておる問題は非常に重要なことなんで、むずかしい御答弁では困るのです。この文章を見ますと、非常にはつきりしていると思つておる。要は、あなた方今まで農業法人を認めないで、個人で申告しろと言つてきた理由は二つあるわけですか。一つは、農地法違反であつて当然無効であるから、その収益は個人に帰属するもので、法人には帰属しないのだということ。もう一つは、実質上調べても、大体個人がただ看板を塗り変えただけにすぎないからということが、つ

けたりの第二の理由です。税務当局の主たる理由は第一だったので。農地法違反だから、その利益は個人に帰属するので、法人には帰属しないということを建前として、今まで数年間にわたつてあなた方が認めて法人として扱つてきたものを、突如として今回は画一的に否認する方針をとられた。それを今度は、この覚書によつて、あなた方は正しい考えに直されたわけですか。つまり、法人ができた以上は、その法人が違法行為で何をやるうとも、そんなことは問題じゃない。これはもう税務当局の関与すべからざることであつて、やみの利益であろうが詐欺の利益であろうが、食糧管理法違反であろうが、何であろうが、もうけたものに課税するのがあなた方の建前であつて、それ以外の干渉すべからざることまで——この農業法人に関しては今まであなた方は干渉してこられた。それをただいま反省されて、農林当局並びに法政局の正論の前に誤まりを正されたわけですから、その点は率直でなければならぬと思つておるのです。ですから、今までは間違つておりました、農地法違反について云々したことは誤まりでありました——要するに、そのできておる法人が実際に法人として利益を上げた、営業行為をしていたりするということだけが問題なんであつて、もとの契約や何か違法であるとかなんだかというふうなことで云々したことは、行き過ぎであつて誤まりであつたといふことを率直にここで言つていただきたい。それを明確にさせていただきたいと思つておるのです。

○北島政府委員 これをよくごらんいただきますれば、おわかりいただける

と思うのです。いわゆる農業法人に關しては、農地法第三条により農地を使用収益する権利を設定する場合等には知事又は農業委員会の許可を受けなければならず、許可を受けなければ行爲は効力を生じないこととなつており、その許可がない場合には、法律上は、依然として農地の所有者たる個人がこれを使用収益する権利を有しているものと解されてゐる。これは今まで通りの考え方なんです。「もつとも法律上効力を生じない行爲であつても、その行爲に因り実質的に所得を享受する者がある場合には、税法上その者の所得に対して課税すべきであるが、これも今まで通りの考え方で、ただこれがはつきり出てこなかつただけです。いわゆる農業法人が農地の所有者たる個人の同族的な法人であり、法人設立の形態をとつた後にも個人時代と農業経営の実態が変らないような場合には、所得税法上農業経営から生ずる所得は個人に帰属するものと認めてこれに対して所得税を課することが相当と考えられる。この通りの見解でありますので、一つ顔面通りお受け取り願ひたいと思ひます。

○高田委員 ですから、この文章は、要するにあなた方が今まで言つてきたことに對しても多少面子を立てなければならぬので、言い回しはちよつと複雑になつておられますけれども、前のほもつと明確なんです。前に徳島に出しましたけれども、これは農地法違反なりましたということで、すばりと割り切つておるわけなんです。農地法違反というものが出来るまでは、現実にあなた方は認めてきたのだ。農地法違反だという解釈が出てきたので、突然それが法人

としてやつていけなくなつたというこゝとではないのです。行爲は数年前から同じことをやつてゐる。この期に至つて、あなた方が突如として大だんびら振りかざして、一齋に否認の態度に出たのは、農地法違反という大義名分を明らかにしたからなんです。実質課税の原則というの当りません話なんです。今までもつとあなた方は認めてきた。認められたところじゃない。徳島の税務署は農民に對して勧めた。あなた方がそんなに税金をまけてもらいたくないのなら、何回も交渉に来る必要はない、法人になさいと言つたので、ああそうですかといつて法人にした。そういうふうにしてやつておるのですから、ここでどういふ解釈が出た以上は今ままであつた紛争を起したことに對しては、あなた方は反省しなければならぬと思つたのです。農地法というものを振りかざしたからいけぬので、そうでなければ、実質課税のことは昔から同じで、今あらためて騒ぐ必要はないのです。ですから、全部法人として申告さして、そうして法人としての課税対象として扱つていく。たまたま、とつてもない内容で大いにインテキであつて、法人でも何でもないと、いふことがきつて明瞭である場合、これは例外的にはそういうこともあるでしょう。しかしながら、原則的には法人として扱おうとしてゐる。そうでないようにするといふのは、原則に對する例外なんです。これを讀むと、例外がまた原則になりやうな危険もあるのです。全部例外みだりになつては困るので、こういうことはいけぬと思つた。あなた方も今までもつと六百何社認めてきたんだから、これをあくま

で認めるのが原則です。この問題について、もう申告期も迫つておられますし、みんな法人申告をするわけなんです。そういう態度で円満に穏やかに常識的に運営する考えにならなければおるのかどうか、そこをお伺ひしたいのです。

○金子説明員 お答え申し上げます。従来からも、国税当局といつたしましては、第一段に、課税に當つて所得がだれに帰属するかということをお考へる際の一つの大きな要素になります。は、やはり法律形式と申しますか、一応の法律的な有効性といふことが問題になつておるといふことを申しております。それから、第二段として、法形式を離れて見た場合に、その所得がだれに帰属しておるかということをお考へるに判断しなければならぬといふことをお申上げておることを、ある御説明申し上げて参つたわけでありまして、その点につきましても、私も、従来通り、果してそれが法律上だれに帰属する所得かということをお考へる場合に、おきましても、その他の法人につきましても考へるのが筋じゃないか、この点は依然さうに考へておる次第でございます。

それから、第二点の、ただその法律形式を離れて、所得が実質上だれに帰属しなければならぬか、しておると考へるべきかといふ、この点は従来も申しておりましたし、今度もやはりその点は相当ウェイトを置いて考へるべきだといふふうには、この文章でも出ておる次第でございます。お話のように、農地法によつて、三条四項でございすか、法律上効力を生じないといふことになりました場合に、さらに実態的に見てそれがだれに帰属する所得であ

るかといふ法人経営の実態に即して考へるべきであるといふことは、所得税法三条の二の規定によつても、これはやはり、税務当局としては、所得帰属の判定に際して考へなければならぬ建前になつておるといふふうにお考へておる次第でございます。

○高田委員 それは、法律上は無効だから、帰属すべき建前だと言つても、法人を作つちやつた以上は、建前もよくすれちやつた以上は、建前も法人を設立して登記をして法人の帳簿を整えた以上は、その間違つた契約に基いて請負工作といふことになれば、これはいかに違法なものであらうと何であらうと、法律上個人に帰属すべきなんです。しかし現実には法人に帰属しちやつてしまつておるのですから、これはどうしようもないと思つておるんです。明らかに法人に實際は帰属しちやつてゐるんです。それをここに書いておられますが、農業経営の実態が個人時代と交らない場合と申しておられますけれども、それは個人が会社になつた場合でも、働く人間は今までの同じ人間が働いておるのですから、そんなことを言へばみんな同じになつてしまふと思つておるんです。個人時代と交らないじゃないかと言われたら、それはみんな交らんないんです。同族会社を見てもらなさい。みんなさうです。小さなげた屋でも魚屋でもみんな法人になつて、朝から晩まで一生懸命に働いて、注文をとつて歩いて、ちつとも交らんないじゃないか。そんなことを言つたら、同族会社はみな否認されることになりす。そうじゃないのじゃないで

すか。法律上ちゃんど人格を認められた法人といふものが登記されて、第三者に對する對抗要件を備へた以上は、別なものがちゃんどでちやつたのだから、これはしようがない。中身は同じ人間が働いて、同じ畑を同じように耕しておつても、それはもう全くその利益は法人に帰属してゐる。ここに書いてある言葉を見ますと、法人設立の後にも個人時代と経営の実態が交らないような場合には個人に帰属することに認定してしまつたといふことは、はなはだ乱暴なことなんです。そんなことを言つたら、戸一法人といふようなものは全面的に否認になるのじゃないですか、少しこれを強調されたら、どうなんですか。そうじゃないでしよう。そこを一つはつきりして下さい。

○小澤(貞)委員 関連して。問題をすばりと答えていたいただきたいのですが、農地法上のことを検討して、税務職員は税金をとるかどうらないかといふことを言つてゐるのだから、農地法上のことを全然頭の中からはずしてしまつて、その農業法人の税の問題を検討するかしないかといふことです。それも一緒に答えて下さい。

○北島政府委員 農地法といふものはやはり現実としてございまして、さうして、農地法によつて、許可を受けなないでした行爲は私法上も効力を生じないといふことになつておるのです。その法律秩序を前提としてやはり考へるべきじゃないかと思つてございまして、ただいまのような事例におきましては、農地法の許可を受けておらな

い。この場合においては、法律上の効

い。この場合においては、法律上の効

力を生じていないので、実質的に個人に依然として使用収益する権利があるということですが、ただし、それが明らかに個人でなくて法人の所得に帰属するか、こう認められる場合には、法人で課税するということがあります。法人がただできておるから、それだけでもってすぐ法人の課税だ、こういうことにはならないわけがあります。あくまでも法人の実体につきまして、そうしてここに書いてあるような、個人同族の法人であり、法人設立の形態をとった後にも、個人時代と農業経営の実態が変わらないような場合には、やはり所得税法上所得税を課税することが相当、こういうことでございます。

**○小澤(眞)委員** その農業法人の場合に、これが農地法上の手続を経てあるかどうかということは、やはり頭に置いてやるのですか。私は国税庁がそういうことをやるのはおかしいと思う。というのは、先ほど来、一軒一軒、耕作のいわゆる地主となれ合いでやみ小作料をとっておるものに対して、これは農地法上の手続をやったかやらないかということは今までかつてやってきましたか。農地法上適法であったかどうかというのをまず考えて、それから後に税務署は税金をとりましたか。私は、法人の実体とか同族会社とかなんとか、所得の帰属するところが法人であるか個人であるかはあとの問題として、農地法上の問題を考慮して税の問題に取組まなければならぬのかどうか。それを言っているのです。

**○北島政府委員** いわゆるやみ小作の場合、普通は利害対立するAとBとの間に行われるわけですね。この場合にお

いて、一応土地の所有者に権利は帰属する考え方でも、実質上明らかにBの方に耕作上の権利、収益が帰属する、こういうことは実ははっきりしておるので、そういう場合においては、やはり実質課税の原則によって、いわゆるやみ小作に課税すべきである、ただし、いわゆる同族のものにつきましては、その間の区別が実ははっきりしていないのであります。たとえば徳島の例につきましても、一応個人が法人に肥培管理その他農業経営の一切を受け負わせる、土地を貸して、それから受ける収益に対して、九割は法人がとり、一割は個人がとる、そうしてまた、その個人は、同時に会社の役員として報酬とか賞与とかをとる、こういう嗜好にはなっておりますが、実際上一農家一人、法人が耕し、一家で耕すという格好になっております。実際上は使用収益は個人の権利に属しておる、こういうことになった場合に、果たそれが法人に属するというようなこと、やはり非常な疑問であります。私もはただ先ほど申しましたように、明らかにこれは同族の法人でなく、Aという人と対立する別な法人がある、そしてその法人に実際上所得が帰属してある、こんな場合には、いわゆる実質課税の原則によって、法人に課税すべきであると考えておるのであります。

**○小澤(眞)委員** 先ほど高田委員から御質問のあった通り、たとえば(有)澤農園 代表者澤靜晴殿

倉吉税務署長 北浦 利雄◎

欠損金額の修正通知書 云々というように今まで、今まで何でもないときには、こういうように法人税をちゃんと認めてやってきました。源泉徴収もちゃんとやってきました。だから、ある場合には、ここに文書もありませんけれども、法人税に御協力願ってまことにありがとうございます。ところが、農地法の問題が途中から出てきたものだから、莫大な費用をかけて、もう一回再調査をして、鳥取にしてみても徳島にしてみても、そこに踏み込んで、大へんな調査をして、親戚一同を懲らして、何とかの法人を取り消させるようにしよう、こういうことを盛んにやっています。のじゃないですか。農地法上の問題が出てきて、そういうことを言い出した。今まで農地法というのを知らなかった。知らぬでございまして、これは、やみ小作のその帰属がどうしてやたらにいいかわからないのを無視しておつたのと同じだと思ふ。そういう法律的なことを国税庁は審査をして、それから税金をかける権限なんかはないと思う。農地法上違反してあるかどうか違反してないか、これはどうしようしてきたものであるかどうか、あるいは食料法違反であるかどうか、こういう法律上のことまでみな審査をして、それから税金をとったのですか。そうじゃないのじゃないですか。実体に対して課税すればいいのでしょうか。だから、問題は、法人が法律上有効であるかないかということではなくて、その

所得の実体がそこにあるかどうか、そつちだけ見ればいいのでしょうか。そこはどうなんですか。

**○北島政府委員** 御承知の通り、今所得税、法人税はともに申告納税制度をとっております。法人につきましても、法人が御自分でついで所得を申告する建前になっておまして、ただそれを税務署が受け取ったからといって、全部今の問題を掘り下げて、意識して、それを積極的に認めておつたということにはならないのであります。たとえば、個人の所得税につきましても、御申告をいただいております。もうすると、更正決定期間三年間、詐欺その他不正の行為によれば五年間はできるわけでありまして、その間何も手を打たないからといって、今までの個人の所得税についてそれを認めたとしたことにはならないのであります。よく調査してみても、実体を認識して、そこで初めて結論が出るのでありまして、数年間気がつかなかった、問題の実質について掘り下げる機会がなかった、これは残念ではございますけれども、何もそれを税務署が進んで認めたとということではございませんので、その点は一ツ御了承願います。

**○小澤(眞)委員** ちょっととくどいようですが、やみ小作とか、どうほうして持ってきた所得であるか、あるいはこの人はどうやって所得をしたのか、その所得が適法であるかどうかということとを、国税庁が考えて、税務署が考えて、税金をとらなければいけないのか。これは法律のどこいうところから示されておるか。法的な根拠を示してもらいたい。そういうことまで税務署が審査をして税金をとらなければならぬ

いかどうか。所得税法第三条二項の実質課税というのは、一体やみであるうと、どうほうしてきたものであろうと、その実体に対して課税すればいいと思う。そのもともにかのほつていって、これは適法に所得を得たのか、そんなことまで税務署が審査して税金をとるとする法律上の根拠はどこにございますか。

**○金子説明員** たいま長官からお話でございますように、現在の税法の建前として申告納税制度をとっておりますので、納税者の方からかくかくしのかじかの所得があったという申告がなければ、一応それをおのが通常の建前になっております。しかし、現実問題として、犯罪によって得た所得であるというようなこと、あとでそれが贖物として没収されるというようなことになりましたならば、やはりこれは減額更正をしてやるのが筋合いだということになるわけでございます。という一応先ほど来る申し上げておりましたように、法律上だれに帰属するかということ、やはり私は税法上、国税当局として判定すべき義務があり責任があるというふうに考えておる次第でございます。

**○早川委員** 小澤君にちょっと申し上げますが、葬式の関係がございまして、理事会で十二時までということになつておられますので、最後に簡単にまとめてもらいたいと思ふ。

**○小澤(眞)委員** それでは、あとで没収されようなものであるかどうかということ税務署は一々検討して税金をかけておりましたか。それが一つ。それで、今度は農地局の方に御尋ねしますが、いよいよ勝浦町の農業委員

会が三月三日に米沢豊幸と有限会社芳幸園との五反歩の賃貸契約を承認した、こういうことです。それに対しては、農林省はどのような態度でもって臨まれるか、一つその点をお答えをいただきたいと思ひます。

○庄野説明員 農地法の問題でございますので、私からお答えいたします。そういう情報が入っております。これは芳幸園の賃貸借契約になっておるように入っておりますが、三条の許可申請に対して、勝浦町の農業委員会で審議の決議をしたところまで情報が入っております。それについては、私の方では、賃貸借ということが明確になっておりますれば、農地法三条の許可を要する行為、こう思ひます。それで、それにつきまして、法人に許可を与へべきやいなやということがまず三条の問題で起るわけでございます。現行農地法の解釈として、農林省としては、土地の賃借権ということが明白になっておりますれば、いわゆる農業の法人経営の者に対して三条の許可をなすべきでないという見解を持っております。これは、農地法の全体的な理論として、自作農というものは農耕を営む個人ということになっておりました、現行農地法の問題といたしましては法人に対する賃借権は認めない、こういう建前でございます。

○高田委員 関連して。そういうふうな解釈もあり得るかも知れない。しかし反対の解釈もあり得ると思ふのです。これはなかなか微妙なところだと思ふ。いずれにしても現地において法律上農業委員会が認めればいいんですが、農業委員会は認めない。大体賃借りですからね。形は法人による土地の請負といつても、それは賃借りに直せばいいんですから、内容は賃借りと同じだと思ふ。ですから、これが問題になった以上は、農業委員会は一斉にこれを承認する、こういう前提に立って考えた方がいいと思ふ。現に全国の農業会議が認めるといふ猛運動をやっているのですから、認めるにきまっています。そうすると、法律上は当然に合法的に農業委員会が認めて、そういう契約もちゃんと成立して、法人も登記をされて一般のものになったのですから、現段階においてはそういう前提で議論をしなければならぬ。そうなりますと、もはや、先ほど来いろいろ言われておりますが、税務当局においては指一本触れ余地はなくなつたわけでございませぬ。どうか一つこの際はつきりと、現在まで認めてきました農業法人というものには、例外はあるかも知れませぬ。しかし原則として認めるということをごで言明して下さい。一つお願いします。

○庄野説明員 先ほどの御質問に対する御説明がまだ残っておりますが、委員会承認の決議をするというところまで、許可指示書はまだ出ておりませぬ。そういう情報でございます。農林省といたしましては、明確によく調査いたしましたして、そういうものが三条の許可を要する行為であつて、しかも法人という場合には、現行法の解釈としては許可しない方針でございます。これについてはまだ手続上の問題がいろいろ残るかと思ひますけれども、明確に三条の問題になってきますれば、現行法の解釈として、私たちは農業法人に対する賃借権の設定というものは

できないのじゃないかと考えております。なお、将来の問題としては農業の近代化なり合理化なりという問題でいろいろ問題があるかと思ひますが、そういう点は、農地法の問題なりあるいは協同組合の問題なり、いろいろの問題点がありますので、十分時間をかしていただきまして検討して参りたい。ただ、現行の農地法の建前からいいますと、いろいろな弊害が出るというところを前提にして考えまして、現在においては許可できないという方針を堅持いたしております。

○早川委員長 時間が過ぎていきますので、またこの次にお願ひできませんか。

○小澤(貞)委員 それでは資料だけお願いしておきます。高松国税局と広島国税局が、昨年農業法人問題で、だれとだれがどこへ行って、どのくらいな費用をかけて一体調査をしたか、これだけの一覽表を明日までに出していただきたい。

○廣瀬(勝)委員 それと同時に、やりとりしている書類がございませぬれば、それも一緒に差し出して下さい。

○金子説明員 ただいま御要求のございました資料がございませぬが、国税庁の方にその資料が参っております。これから問い合わせさせていただきます。若干時日をかしていただかなかればいかぬと思ひます。

三回を押ししている。まさか文書に判を押せとは言えないけれども、そういう場合に農地法違反とその二つをたてにとつて、いつ会議を開いてやつかどうか、その事情等がありましたら、会議の日その他を一つ資料によつて知らしていただきたいと思ふ。

それから、去年の十二月十六日にラジオ放送で聞いていたのですが、国税庁としては農地法で禁止している個人経営の農家の法人組織は認めないという方針を確立し、四国、中国以外の国税局でも厳重に調査した上これらについては云々という、これらの会議も開いては云々という、この問題について会議を開いた日取り、どういふ決定をしたというふうな資料がございましたら、それを出していただきたい。

農地局に対してはまだ質問がたくさんありますけれども、時間がないので、ですから質問を保留して、今日はこのくらいで打ち切っておきたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員 実は今日大蔵大臣が必ず十一時半に来るといふことで理事会は了解したのですが、十二時十分になつてもいまだに来られません。これはわれわれ審議をやろうと思つても審議ができませんので、明日春日君の質問がありますが、こういう点についてはっきりしたあれが出なければ、われわれは審議に應ずるわけにいきませぬ。あなたの方の法律案だけあげて、こちらの約束したことを守らぬようでは、われわれ野党としてはこういうことは絶対に認められませぬので、委員長としては今後十分に取り計らいをいただきますように、特に明日の春日君の質問が運べるように、委員長におい

て善処されんことを要求いたします。○早川委員長 ただいまの佐藤君の発言、十分了承して善処いたしたいと思います。本日はこの程度にとどめ、次回は明日午前十時十五分より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

〔参照〕

特定港湾施設工事特別会計法案(内閣提出第一四四号)に関する報告書  
砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)に関する報告書  
関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二八号)に関する報告書  
〔別冊付録に掲載〕